

ブルネイ向けに輸出される食品に関する証明書発行事務処理要領

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）以後、福島原子力発電所の事故を受けて、ブルネイが輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったことにともない、奈良県からブルネイに輸出する食品等（水産物等を除く）の証明書の発行条件および手続きについて、以下の通り定めます。

1 申請受付対象

- (1) 加工食品については奈良県内に最終加工場がある食品で、次の2の(1)に該当する食品をブルネイに輸出するにあたり、証明書の発行を希望される事業者
- (2) 生鮮食品については、次の2の(2)に該当する食品をブルネイに輸出するにあたり、証明書の発行を希望される事業者

2 証明書を発行する食品

(1) 加工食品

次のアまたはイを証明

(ア) 平成23年3月11日より前に加工されたもの

(イ) 最終の加工地が奈良県内で、その主原料※が福島県、群馬県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、神奈川県および東京都の原産でないもの

※原材料のうち重量に占める割合が最も高い材料

(最も割合が高い材料が水の場合は、次に割合が高い材料も含める。)

(2) 生鮮食品

奈良県内で産出(収穫)されたもの

3 証明書発行対象相手国

ブルネイ

4 申請様式

(1) 加工食品の場合

(ア) 証明書発行申請書（別記様式1）および産地証明書（別記様式1-1）

(イ) ブルネイへの輸出申請書（別記様式2）

(ウ) ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準（注）に適合することが確認できる書類

(エ) 別記様式2の記載事項を確認することが出来る書類（I N V O I C E）等

(オ) その他記載内容を確認できる書類

(カ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）

(2) 生鮮食品の場合

(ア) 証明書発行申請書（別記様式1）および産地証明書（別記様式1-1）

(イ) 韓国への輸出申請書（別記様式2）

(ウ) ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準（注）に適合することが確認できる書類

(エ) 別記様式2の記載事項を確認することが出来る書類（I N V O I C E）等

(オ) その他記載内容を確認できる書類

(カ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）

（注）ブルネイはCODEX基準（放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ）：1,000 Bq/kg）を採用。

5 証明書発行

奈良県農林部は、上記申請書事項を審査確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行する。

6 申請先

- (1) 申請書を正副2部、窓口まで郵送または持参。なお、事前に申請書をFAXまたはメールで送付いただければ事前審査を行うことも可能。

奈良県農林部マーケティング課 販売・流通係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL：0742-27-5427 FAX：0742-26-6211 メールアドレス：marketing@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 本申請について手数料は無料。
- (3) 返信用封筒は住所等を記入の上、切手を貼り付けしものを準備。なお、特定記録郵便（配達記録つき）で返信のため、切手は基本料金に160円を加えて貼り付けのこと。
- (4) 提出書類に不備があった場合の連絡のため、必ず申請書に担当者氏名及び連絡先電話番号を記入のこと。

付則 この事務処理要領は平成23年6月7日より施行します。